

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第九十三号

鳥取縣保健所設置規則を次のように定める。

昭和二十四年九月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣保健所設置規則

第一條 保健所法（昭和二十二年法律第一〇一号）第一條の規定により地方における公衆衛生の向上及び増進を図るため鳥取縣に次の保健所を設置する。

- 鳥取保健所
- 智頭保健所
- 氣高保健所
- 倉吉保健所
- 米子保健所

昭和二十四年九月二十日 外 火曜 日

本署ノ大キサハ國定規格 A 5 判

根雨保健所

第二條 保健所の位置及びその担当区域は別表の通りとする。

第三條 保健所に左の職員を置く。

- 所長 一名
- 事務吏員 若干名
- 技術吏員 若干名
- 雇員 若干名
- 保健婦 若干名

附 則

この規則は公布の日から施行する。

別 表

名 称	位 置	担当区域
鳥取保健所	鳥取市本町三丁目	鳥取市 一円
智頭保健所	八頭郡智頭町大字智頭	岩美郡 一円 八頭郡 一円

氣高保健所	氣高郡浜村町大字八幡	氣高郡	一円
倉吉保健所	東伯郡倉吉町大字越殿町	東伯郡	一円
米子保健所	米子市角盤町二丁目	米子市	一円
根雨保健所	日野郡根雨町大字根雨	西伯郡	一円
		日野郡	一円

告 示

◇鳥取縣告示第五百十六号

昭和十三年十月鳥取縣告示第五九一号鳥取縣保健所設置規程は廃止する。

昭和二十四年九月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第五百十七号

昭和二十二年閣令内務省令第一号第八條の規定により米子市福米地区、八頭郡^{若櫻町、東郷松崎村、西上私都村、赤碓町、西}伯郡光徳村農地委員会委員の候補者につき覚書に掲げる

條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次の通り指定する。

昭和二十四年九月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

昭和二十四年九月二十三日から

昭和二十四年九月二十七日まで

昭和二十四年九月二十日印刷
昭和二十四年九月二十日發行

鳥 取 縣 公 報

(昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可)

發 行 所

鳥 取 縣 知 事 官 廳

鳥 取 縣 知 事 官 廳

鳥 取 縣 知 事 官 廳

鳥 取 縣 知 事 官 廳

鳥 取 縣 知 事 官 廳

鳥 取 縣 知 事 官 廳

鳥 取 縣 知 事 官 廳

鳥 取 縣 知 事 官 廳

鳥 取 縣 知 事 官 廳